

阿蘇森第 485 号
平成25年 8月23日

組 合 員 各 位

熊本県阿蘇市蔵原 885 番 1
阿 蘇 森 林 組 合
代表理事組合長 今村 健正
(公 印 省 略)

造林補助事業の運用の改正について

このことについて、枝打ち補助につきましては条件付での補助対象となっておりますが、今回の造林補助金の運用改正により、下記のとおりとなりました。

組合員におかれましては、良質材の生産にご活用頂きますよう御通知致します。

【枝打ち】	
改正前	改正後
(1) 25年生以下のスギ、ヒノキの人工林において、除伐と同時に実施する場合についてのみ補助の対象とする。	(1) <u>対象森林は30年生以下のスギ、ヒノキの人工林。</u>
(2) 枝打ちの高さは、1.5m以上を施行する場合補助の対象とする。	(2) <u>枝打ちの高さは、1.5m以上を施行する場合補助の対象とする。</u>

適 用 平成25年7月1日以降となる平成25年度事業から適用。

(確認事項)

枝打ち補助を申請する場合は、事前に補助の要件に適合する事業地等の確認が必要になりますので、実施前に森林組合にご相談して下さい。

注) 枝打ちの実施後で申込みがあった場合に、補助金申請が出来ない場合がありますので、事前の相談、申込みを行って下さい。